

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

経営理念及び経営基本方針に基づく企業経営により、当社グループが中長期の持続的企業価値成長を実現し且つ株主、取引先、従業員等のステークホルダーをはじめ社会一般からも信頼される企業集団になるためには、成長ステージに応じた実効性あるコーポレートガバナンス体制の確立が不可欠であると認識しております。そのために当社グループでは、行動規範として「法令順守体制に関する憲章」を制定し、法令順守の徹底を図るとともに、「内部統制基本方針」を定めて経営環境の変化に適切かつ機動的に対応できる組織と公正かつ透明性の高い意思決定プロセスの導入を図っております。

具体的には、当社は、機関設計として委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を有し、監査等委員である取締役が取締役会で議決権を有する監査等委員会設置会社を採用し、取締役会による意思決定及びこれに基づく代表取締役1名及び監査等委員でない取締役3名による業務執行につき、業務執行組織内においては内部監査室が、業務執行組織外においては監査等委員会（総数3名、うち2名が独立社外取締役）及び会計監査人が公正且つ客観的な視点から、実効性ある監督・監査を行う仕組みを企業統治の体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
漆原 茂	2,508,600	44.82
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	308,300	5.51
高橋敬一	292,000	5.22
株式会社インテック	220,000	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	181,900	3.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	161,300	2.88
TIS株式会社	140,300	2.51
JP MORGAN CHASE BANK 385632	65,000	1.16
馬場和広	62,000	1.11
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	59,100	1.06

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

- 上記の大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況です。
- 上記のほか、自己株式が570,249株あります。
- 2021年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No.2において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるSMBC日興証券株式会社が2021年3月31日現在でそれぞれ209,300株（3.39%）、39,000株（0.63%）の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
- 2020年7月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No.1において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）及びその共同保有者であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド（Barclays Capital Securities Ltd.）が2020年7月13日現在でそれぞれ74,600株（1.21%）、5,800株（0.09%）の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
唐津真美	弁護士											
坂田政一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐津真美	○	○	上記aからkに該当する事項はありません。	唐津真美氏は、法律の専門家として企業法務等に高い専門性と豊富な経験を有しているほか、他社の社外役員も務めており、当社及び当社グループの公正な企業運営、特に内部統制体制及び法令遵守体制の構築及び運営の実現に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、左記のとおり上記aからkのいずれにも該当しておらず、その職務遂行上一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

坂田政一	○	○	上記aからkに該当する事項はありません。	坂田政一氏は、長年にわたり国際的な複合機メーカー及びその関連会社の業務及び経営に携わっており、IT業界に通じた高い専門性と経営者としての経験並びに財務会計に関する知識が豊富であることから、当社及び当社グループの公正な企業運営の実現に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、左記のとおり上記aからkのいずれにも該当しておらず、その職務遂行上一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
------	---	---	----------------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

内部監査室を監査等委員会の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）としております。監査等委員補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査等委員会に対して事前の報告を行いその承認を得るものとします。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指示があった場合には、監査等委員会監査のために必要な監査を行い、当該監査等委員会が指示した監査業務についてはその業務の遂行上、監査等委員会補助者は、監査等委員でない取締役の指示等を受けてはならないものとします。以上の制度の整備により、監査等委員会補助者の監査等委員でない取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社は会計監査人の外部監査を受けており、その都度監査等委員とディスカッションの機会を設け相互に情報交換を図っております。また、当社の内部監査部門である内部監査室は、内部統制監査及び業務監査（内部監査：定期的には年2回）の結果を監査等委員も出席する取締役会に報告し情報交換を行っており、その報告の内容は会計監査人にも共有されます。更に、監査等委員会及び会計監査人は、入手した内部監査の結果を各々の監査業務の資料として活用しております。加えて、内部監査室は監査等委員会監査の補助組織としており、監査等委員会監査に対する必要に応じた監査業務等の支援を通じて、監査等委員会と連携して内部統制のモニタリングを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

更新

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、後記「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の「監査等委員でない取締役の報酬等の決定基本方針」に従い、業績連動型報酬制度とストックオプション制度を導入しております。
 なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針、業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法については、後記「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので参照ください。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社グループの中長期の持続的企業価値成長のため、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対して、有償にて下記内容の新株予約権を発行しております。

〔第10回新株予約権〕

新株予約権の総数：3,010個（新株予約権一個当たり付与株式数：100株）

割当対象者：当社取締役（2名：900個）、当社子会社取締役（4名：1,170個）、当社子会社の従業員（5名：940個）

発行価額：新株予約権1個当たり400円

行使期間：2017年7月1日から2031年4月27日まで

主な行使条件：

・新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

・以下の各時期までに当社の連結経常利益が各条件を満たした場合に対象者に割り当てられた新株予約権のうち各割合の個数を限度として当該条件を満たした期に係る有価証券報告書提出月の翌月1日から行使できる。

(a) 2021年3月期までに経常利益が13億円を超過した場合 10%

(b) 2026年3月期までに経常利益が16億円を超過した場合 40%

(c) 2026年3月期までに経常利益が20億円を超過した場合 100%

※ 上記は2021年6月29日現在の状況ですが、割当対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

〔第11回新株予約権〕

新株予約権の総数：2,760個（新株予約権一個当たり付与株式数：100株）

割当対象者：当社従業員（3名：160個）、当社子会社取締役（3名：500個）、当社子会社の従業員（36名：2,100個）

発行価額：新株予約権1個当たり3,000円

行使期間：2022年7月1日から2031年4月29日まで

主な行使条件

・新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

・以下の各時期までに当社の連結経常利益が各条件を満たした場合に対象者に割り当てられた新株予約権のうち各割合の個数を限度として当該条件を満たした期に係る有価証券報告書提出月の翌月1日から行使できる。

(a) 2026年3月期までに経常利益が21億円を超過した場合 10%

(b) 2030年3月期までに経常利益が24億円を超過した場合 40%

(c) 2030年3月期までに経常利益が28億円を超過した場合 100%

※ 上記は2021年6月29日現在の状況ですが、割当対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

〔取締役報酬関係〕

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の取締役に対する報酬等の総額は、以下のとおりです。

取締役2名に対する報酬等総額150,800千円（注）

なお、当社では、連結報酬等の総額が1億円以上である役員についてのみその報酬額を個別に開示しておりますが、2021年3月期においては該当する取締役はおりません。

（注）当社の取締役はいずれも社内取締役であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<監査等委員でない取締役の報酬の額等の決定に関する方針>

・監査等委員でない取締役の報酬等の決定基本方針

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり監査等委員でない取締役の報酬等の決定基本方針を決議しております。

- ①優秀な人材の維持・確保が可能で且つ取締役としての職務を誇りをもって遂行する動機づけになり得る水準であること。
②基本報酬(固定報酬)に加え、会社の業績等に適度に連動した報酬制度(業績連動報酬等及び非金銭報酬等)の導入により、当社グループの中長期の持続的企業価値成長に資する健全な企業家精神の発揮を促進する報酬プログラムにより支給されるものであること。

・監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

①基本報酬に関する方針

監査等委員でない取締役の報酬等(非金銭報酬等を除く)については、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において、その限度額を各事業年度につき総額3億円以内(使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない)と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、4名(うち、社外取締役については該当者なし)です。

監査等委員でない取締役個人別の基本報酬の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、専門性及び実績等並びに独立社外取締役の助言等を踏まえ取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、代表取締役に一任して決定する方針としています。

②業績連動報酬等に関する方針

監査等委員でない取締役の個人別の業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針については、上記の①基本報酬と併せて第21回定時株主総会で承認された監査等委員でない取締役報酬等の限度額の範囲内で、独立社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、当社グループの経常利益の成長額の多寡に加え、成長投資の実施状況あるいは品質管理活動状況等を総合的に勘案して、代表取締役に一任して決定する方針としております。

なお、業績連動報酬等に係る主要な業績指標は連結経常利益であります。当該業績指標を選択した理由は、連結経常利益は期間収益に対応している最終の利益項目であり、この成長は専門家集団としての当社グループの競争力の証であるとともに、株主を始めとする利害関係者への利益配分の源泉となる利益であるからです。

③非金銭報酬等に関する方針

監査等委員でない取締役の個人別の非金銭報酬等については、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の限度額を各事業年度につき総額3億円の範囲内(使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない)と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、4名(うち、社外取締役については該当者なし)です。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、独立社外取締役の助言等を踏まえ各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、中長期の視点で在任期間や中長期の経常利益の達成度合い等を総合的に勘案して取締役会で決定する方針としております。

・基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針について、各取締役に対する中長期の企業価値成長に資する適切なインセンティブ付与の観点から、基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の割合については代表取締役が、非金銭報酬等の額については付与する場合には取締役会での審議を経て取締役会が、それぞれ独立社外取締役の助言等を踏まえ決定しております。

<監査等委員である取締役の報酬等の額等の決定に関する方針>

監査等委員である取締役の報酬等については、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会においてその限度額を各事業年度につき総額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役については2名)です。監査等委員である取締役の報酬等は、高い独立性確保の観点から業績により変動する要素を排除した固定月額報酬のみとし、株主総会で承認された限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

更新

当社の社外取締役2名は、独立役員且つ非常勤監査等委員であります。当社では内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査員を社外取締役を含む監査等委員の職務を補助すべき使用人としています。社外取締役は、監査等委員会への定期的な出席による常勤監査等委員との情報共有・意見交換、会計監査人との定期的な面談等に加え、随時必要に応じた、担当取締役による取締役会の議案の事前説明、財務経理部等の内部統制部門からの情報収集や内部監査室による監査状況・監査結果に関しての情報共有等の連携を実施しております。これらの連携に基づき、社外取締役は取締役会への出席、取締役等との意見交換を通じて、業務執行に対する必要な監督・監査を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は下記のとおりです。

取締役会は、取締役7名で構成されており、その内訳は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名(常勤監査等委員1名、独立社外取締役2名)です。取締役会は、当社及び当社グループの経営上の意思決定機関として、取締役会規則に従って、当社及び当社グループの経営方針や経営戦略、事業計画、重要な組織や人事などの経営上の重要事項について審議し意思決定を行うほか、業務執行の監督機関として当社及び子会社からの事業進捗等の報告を通じて業務執行の監督を行なっております。取締役会は、毎月1回の定時会のほか、必要に応じて臨時会を随時開催しております。

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されており、その内訳は、常勤監査等委員(議長)である取締役1名と独立社外取締役2名であります。常勤監査等委員は、全ての子会社の監査役を兼務しております。監査等委員会は、当社の監督・監査機関として、監査等委員会規則に基づき当社及び当社グループの監査の方針や監査計画の策定及びその他監査に関する重要事項について意思決定を行うとともに、当社及び子会社の取締役会及び重要な会議体への出席、内部監査室等の関連部署や会計監査人との連携により業務執行状況の監督・監査を適宜実施しております。監査等委員会は、毎月1回の定時会のほか、必要に応じて臨時会を随時開催しております。

内部監査室は、社長直轄の組織として設置されており、内部監査規程に基づいて、リスクアプローチの考え方に基づき当社グループの内部統制システムの有効性の評価、分析、改善指導を定期的には年2回、また必要性に応じて随時行っております。

会計監査人については、監査等委員会が策定した選定方針に基づき、会計監査人を選任(現在、有限責任監査法人トーマツ)し、会計及び財務報告に係る内部統制の適正及び適法性について独立の第三者としての視点から助言・指導及び監査を受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツの継続監査期間は2021年3月期で14年、業務執行した公認会計士は長塚弦氏、池田太洋氏で、会計監査等の業務に係る補助者は公認会計士6名、その他6名であります。

また、当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、会社法第427条第1項に規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

また、監査等委員でない取締役候補の選任については、所定の候補者選定基準に基づき代表取締役が取締役会に諮り、独立社外取締役の助言等を踏まえ取締役会において国籍、性別、年齢などに関わらず監査等委員でない取締役に最適と思われる人材を取締役候補として決定し株主総会に上程しております。監査等委員である取締役候補の指名については、中長期の持続的企業価値成長には企業ステージに応じた経営監督機能の充実が不可欠であるとの認識に基づき、独立性、高い専門性、企業経営に係る広い知見を特に重視し取締役会で国籍、性別、年齢などに関わらず監査等委員である取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選定し、監査等委員会の同意に基づき株主総会に上程しております。

なお、当社取締役の報酬等の決定方針については、前記「取締役報酬関係」 「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

前記のとおり、当社は機関設計として監査等委員会設置会社を採用し、取締役会による意思決定及びこれに基づく代表取締役1名及び監査等委員でない取締役3名による業務執行につき、業務執行組織内においては内部監査室が、業務執行組織外においては監査等委員会（総数3名、うち2名が独立社外取締役）及び会計監査人が公正且つ客観的な視点から、実効性ある監督・監査を行う仕組みを企業統治の体制としております。現在の当社グループの事業内容や事業規模に照らして、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室が連携することにより、経営意思決定及びこれに基づく業務執行に対して公正且つ客観的な視点から実効性ある監督・監査機能を発揮することができると判断したことが現企業統治の体制採用の理由であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限より3営業日前の発送を目標にしております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算作業にかかる日数等から株主総会開催日を決定しておりますが、集中日をできる限り回避して設定することを念頭においております。
その他	株主総会招集通知を、当社ホームページ及び東証上場会社情報サービスに招集通知の発送日前日に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ (https://www.ulsgroup.co.jp/ir_data/disclosure_policy/) にその要旨を公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年に一度、決算発表又は株主総会に連動して開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年に一度、決算発表に連動して開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRの資料は全て当社ホームページ (https://www.ulsgroup.co.jp/) に掲載しております。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	社長直轄の組織としてIR室を設置しており、当社のIR活動は一元的にIR室及びIR担当取締役が所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートガバナンスに関する基本方針を策定し、株主、取引先及び従業員をはじめとするステークホルダーの尊重を掲げております。その実現のため、内部統制基本方針及び法令遵守体制に関する憲章を制定し、当社役職員が遵守すべき体制及び行動規範としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー情報管理規程、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、当社ホームページ (https://www.ulsgroup.co.jp/ir_data/disclosure_policy/) にその要旨を公開しております。当社では、法令及びこれらの社内規定に基づき適時適切な情報開示に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は株主や取引先、従業員等のステークホルダーをはじめ社会一般からも信頼される企業集団となるべく、法令遵守の徹底とコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と考えております。そのため、当社の取締役会で決議した内部統制基本方針に基づいて、当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

- ① 当社及び子会社の役員及び社員（以下、「役職員」という）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社及び子会社の役職員が職務の執行に当たり遵守すべき規範として、法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章を制定し、同憲章をもって法令・定款及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。当社及び子会社の取締役社長は、当該憲章の趣旨を積極的に役職員に伝えることにより、法令・定款等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため、当社の法務部を当社及び子会社のコンプライアンスの取り組み推進の統括部署とし、同部を中心に、当社及び子会社の役職員教育を行います。当社の内部監査室は、法務部と連携して必要に応じてコンプライアンスの状況を監査し、その状況は当社の取締役社長、取締役会及び監査等委員会に適宜報告されます。
さらに、当社及び子会社の役職員が法令上の疑義のある事業活動につき直接情報を提供するための手段として、監査等委員によるホットライン（法令遵守通報窓口）の設置を行います。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、所定の期間、取締役、監査等委員及び監査法人が閲覧できるよう保存します。
- ③ 当社及び子会社損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理規程に従い、当社及び子会社の事業で想定されるリスクのカテゴリー別に責任者を定め、当社の法務部長を当社及び子会社全体のリスクに関する統括責任者として任命し、法務部において当社及び子会社全体の経営上のリスクを一元的に把握・管理を行います。
また、個々のリスクの管理の状況の確認については、当社及び子会社における各組織が規程に従って適正に業務を運用しているか否かを当社の内部監査室がリスクアプローチの考え方にに基づき監査し改善点等を指摘し、その結果を当社の取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告するほか監査法人とも共有し、重要な事項については当社及び子会社の取締役会において改善策を審議・決定します。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役会は、役職員が共有する経営計画を定めます。そして、各業務担当取締役は、職務分掌規程及び職務権限規程等の会社の権限分配・意思決定ルールに基づいてその所管する組織及び子会社による効率的な目標達成の方法を設定し実施します。また、当社及び子会社の取締役会ではプロジェクト管理システム（PAS）等のITツールの利用や、各担当取締役を通じて定期的な予算実績差異分析の報告及び随時の事業進捗報告を受けること等により、当社及び子会社の業務の進捗状況や損益状況を適宜レビューし、目標未達成や進捗遅れが生じた場合には要因分析や対策立案について当社及び子会社の取締役会で協議し迅速に問題を解消することにより当社及び子会社全体の業務の効率化を実現する体制を構築しております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ全体で業務の適正性を確保するため、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、業務の重要性に応じて子会社の業務手続についても当社にて規程化を行うとともに、これに基づく重要な業務執行については、取締役会規則に基づき当社取締役会に報告するものとします。また、その業務の適正性については内部監査室による内部監査を通じて確認しております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
内部監査室を監査等委員会の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査等委員の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）とします。監査等委員会補助者は監査等委員との協議により、内部監査とは別に監査等委員会の指示した事項の監査を行いその結果を当該監査等委員会に報告します。
- ⑦ 監査等委員会補助者の当社の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査等委員会に対して事前の報告を行い、その承認を得るものとします。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指示があった場合には、監査等委員会監査のために必要な監査を行い、当該監査等委員会が指示した監査業務についてはその業務の遂行上、監査等委員会補助者は、監査等委員でない取締役の指示等を受けてはならないものとします。
- ⑧ 監査等委員会の監査等委員補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査室長は監査等委員会の監査計画に基づき、必要に応じてその補助のための業務計画を作成し、常勤監査等委員を中心とした監査等委員の適宜の指示のもとに人員工数を適宜に重点投入して、監査等委員補助者が実効的な監査補助を行える条件を整備します。
- ⑨ 監査等委員会への報告に関する体制
当社及び子会社に係る重要事項については、当社取締役会規則に基づき、監査等委員が出席する取締役会に適宜報告がなされ、監査等委員会にも共有される体制を構築しております。また、当社は子会社に対して常勤監査等委員を監査役として派遣し、子会社の取締役及び従業員の職務執行にあたって生じた経営上の重要事項については当社監査等委員会に報告が上げられる体制とします。更に、当社の監査等委員へのホットライン（法令遵守通報窓口）を通じて当社及び子会社の役職員から法令・定款違反等の重要事実の報告を直接かつ迅速に収集する体制を構築します。
- ⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員へのホットライン（法令遵守通報窓口）は当社の社内規程に基づいて設置され、通報を受けた監査等委員は通報者の匿名性を保障し、通報者が不利益な取り扱いを受けていないかどうかを適宜確認し、通報した事実を理由として不利益な取扱いを行った役職員の懲戒を求め、又は取締役会等へ是正措置を勧告するなど、通報者の身分を保障するための権限を有することとし、内部通報の体制が効果的に運用される体制を構築します。
- ⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対する助言又は調査等の事務委託或いは実地監査のための出張旅費等、所要の費用を当社に請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き当社はこれを拒むことができず、また監査等委員会より前払いの請求を受けた場合には金銭出納に関する社内規程に基づいてこれに応じることとします。

⑫ その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は当社及び子会社にて開催される主要な会議に出席し、役員及び管理職社員との情報交換を図ります。また、内部監査室との間で日常的な情報交換や監査等委員会監査における定期的なヒアリングを通じ、また監査法人との間で監査実施のつど情報交換を通じ、それぞれ連携を図ります。更に常勤監査等委員は全ての子会社の監査役に就任し、子会社の業務、損益、リスク及びコンプライアンスに関する情報を適宜把握します。このようにして収集された情報は監査等委員会に報告され独立社外取締役である監査等委員との間で共有されたうえで、監査等委員会監査実施にあたっての重要な資料とします。

⑬ 金融商品取引法により求められる財務報告に係る内部統制体制構築に関する諸施策

当社は、上場企業として、金融商品取引法により要求される内部統制体制につき、所管部門を当社財務経理部に定め、当該内部統制体制の適切な整備・運用を図っています。その体制の整備・運用状況の有効性評価のため、当社内部監査室は内部監査計画に基づき定期的に内部統制監査を実施するとともに、監査法人が当該内部統制監査の内容を監査しその有効性の評価結果に意見を表明することで、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を実質的且つ客観的に担保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「法令遵守体制に関する憲章」及びこれに関連して「役職員の法令遵守行動規範」を制定し、このなかで「反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの勢力からの不当要求を断固拒絶する」方針を宣言し日常の行動の基準として定めております。これらの憲章及び規範を実施するために、当社法務部が所轄警察署及び外部専門団体と連携して情報の収集や相談の窓口となっているほか、社内の教育・啓蒙を行う体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

現時点においては、第三者による買収行為に対する具体的な防衛策は特に定めておりません。しかしながら、当社は、事業ドメインである「戦略的IT投資領域」への高付加価値サービスを通じて顧客満足度を向上させることにより、中長期の持続的企業価値成長することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的IT投資領域」に精通した者が監査等委員でない取締役や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の中長期の持続的企業価値成長が図られるものと認識しております。上記の方針に照らして、第三者による買収行為に対し必要性があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

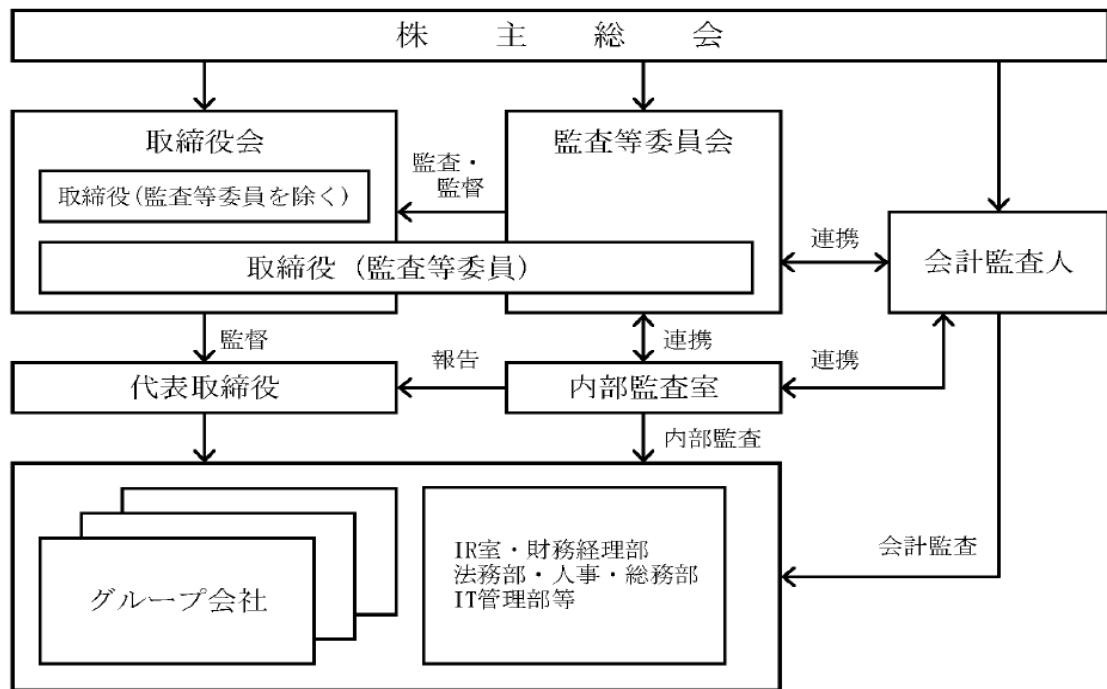
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

<適時開示のための社内体制の概要>

当社は社内規則として「インサイダー情報管理規程」を制定し、インサイダー情報に該当する決定事実、発生事実、決算情報等の重要な会社情報が生じた場合には、グループ各社の関連部署から直接又は取締役会等の会議体を通じて情報管理責任者（IR担当取締役）に報告し、情報を集中する体制を構築しております。適時開示の所管部署であるIR室は、情報管理責任者の指示に基づいて関係する役員や組織と連携し正確な情報の収集を行い、適時開示規則に従ってTDnetでの開示手続、当社ホームページ及び報道機関への公開等を行っております。

また、この一連の手続、体制については、法令遵守の所管部署である当社法務部がグループ各社の新入社員教育等を通じて周知・啓蒙を行っております。

コーポレートガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

